

フロン類回収業者の皆さまへ

ボンベは検査期限が切れる前に 再検査を受けてください



検査期限が切れたボンベへの充填は
「高圧ガス保安法違反」です。

<ステップ1> 継目の有無	<ステップ2> ボンベの種類	<検査期間>
継目あり	①TP3.0M以下かつV25以下 ②上記以外 ①②で製造から20年経過	6年ごと 5年ごと 2年ごと 5年ごと
継目なし		5年ごと

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。
 (例)検査期限が2018年10月の場合、2018年9月末までに検査を受ける

継目の有無

耐圧試験圧力 (Mpa)
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月
検査期限：2012年8月

製造から20年を経過したボンベの注意点 ※1998年製造以前のボンベが対象です！

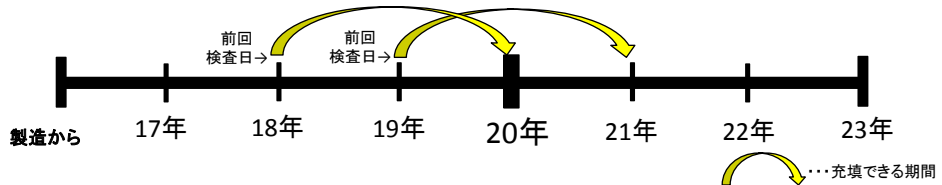
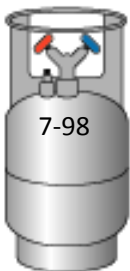
20年を経過した継ぎ目ありのボンベは、2年ごとの検査が必要です。

<20年経過の考え方>

20年経過後に充填する際は、遡って2年以内に検査を受けている必要があります。

遡って2年以内に検査を受けていますか？→「はい」…前回検査日から2年経過するまでは充填できます。

→「いいえ」…検査を受けないと充填できません。



ボンベが満タンになっていない場合には？

→再検査を受ける場合は、満タンになっていなくても指定引取場所へ引き渡してください。

自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org